

保 健 事 業

I 特定健診等事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年4月から、生活習慣病に着目した「特定健康診査」及び「特定保健指導」の実施が医療保険者(当共済組合等)に義務付けられました。

特定健康診査

1 目的

脳卒中・糖尿病等、生活習慣病を中心とした疾病を、発症する以前の段階で異常を発見し、生活習慣の改善により予防につなげるための健診。

2 対象者

40歳から74歳までの組合員及び被扶養者(任意継続組合員含む。)

3 受診方法

○組合員

職場の定期健康診断、もしくは健診事業の1日人間ドック・脳ドックを受診することで特定健康診査を受診したものとす。

※事業主健診の実施義務がない短時間労働者のうち、職場の定期健康診断等を受診する機会がない短期組合員(4分の3未満の短時間労働者)には「特定健康診査受診券」を交付する。
特定健診を実施している医療機関で受診する。

○被扶養者・任意継続組合員

当支部より対象者の自宅あてに送付する「特定健康診査受診券」と併せ、「組合員証」または「被扶養者証」を健診機関へ提出し受診する。

①市町村が実施する集団健診で受診

②特定健診を実施している医療機関で受診(人間ドック等を受診する際も利用可)

※特定健診受診機関一覧については、当支部ホームページに掲示

※人間ドック等受診の際の利用については、医療機関によって対応が異なるので予約時等に確認すること

③パート勤務先等で定期健康診断を受診した対象者については、特定健診に係る結果の写しを当支部へ提供お願いします。

特定保健指導

1 目的

脳卒中・糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)の結果により、健康の保持増進に努める必要がある者に対して保健指導(特定保健指導)を実施する。

2 対象者

特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により生活習慣病の予防効果が期待できる者をリスクに応じて対象者とする。

【動機づけ支援】

現在の自分の健康状態と生活習慣病との関係などをよく理解してもらい、生活改善を実行する動機づけのための指導を保健師等より原則1回行う。

【積極的支援】

自分自身の健康状態を認識してもらい、どうしてそういう状態になったか、運動や食事など生活習慣との関係を理解してもらい、自分で生活習慣の改善を実行できるよう保健師等とともに計画を立て、3～6ヶ月にわたる指導・支援を行う。

3 受診方法

①健診事業の人間ドック・脳ドック受診当日に保健指導を受ける。

②当支部の指定する特定保健指導個別訪問契約機関により、訪問指導を受ける。

※指定契約機関:株式会社ベネフィット・ワン

③当支部より対象者へ送付する「特定保健指導利用券」と「組合員証」または「被扶養者証」、「健診結果票」を健診機関へ提出して受診する。

※特定保健指導受診機関一覧については、当支部ホームページに掲示

※特定健診・特定保健指導に要する費用は公立学校共済組合が全額補助する(個人負担なし)。

Ⅱ 1日人間ドック・脳ドック（健診事業）

1 目的

1日人間ドックについては身体健康状態を明らかにし、健康異常に対する早期発見を目的とする。脳ドックについては機能検査により、脳疾病の早期発見を目的とし、早期治療に繋げることで組合員の健康増進と保持を図る。

2 対象者

当該年度4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員

※但し、短期組合員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員等）は、当該年度4月1日以降1年以上の雇用期間が見込まれる者とする。

3 指定医療機関（病院）

別表「1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表」のとおり

4 支部補助額

○1日人間ドック及び脳ドックの受診者へ14,000円を補助する。（いずれか1つのみ。）

○女子組合員のうち婦人科検診の受診者へ検査料金の範囲内で5,500円までを補助する。

○当該年度4月1日現在50歳以上の男子組合員のうち前立腺がん検診の受診者へ検査料金の範囲内で2,500円までを補助する。

※別表「検査料金表」にある検査料金から支部補助額を差し引いた額を本人が自己負担する。

5 定期健診補助 3,200円

定期健診（事業主健診）分について支部が受託する事業主管内に所属する組合員が1日人間ドックを受診する場合、公立共済が3,200円を補助する。（脳ドック対象外）

【対象とする事業主】

教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸術大学、県立看護大学、

国頭村、東村、今帰仁村、伊是名村、北中城村、久米島町、多良間村、宮古島市、栗国村

※任用形態によっては補助がないこともあります。

6 実施期間

当該年度 5月 ～ 12月末日

7 実施方法

(1) 「1日人間ドック・脳ドック申込一覧表」により申し込んだ受診希望者に受診券を送付する。

(2) 受診予約は、受診者本人が各自で指定医療機関へ直接予約を行う。

(3) 医療機関より受診者へ受診の案内を送付。受診日に「組合員証」と「受診券」を医療機関に持参し受診する。

8 服務の取り扱い

沖縄県教育委員会所属組合員の場合
市町村立学校 所属組合員の場合

職務に専念する義務が免除される。
各市町村教育委員会に確認

9 病院の変更及び取消

公務（出張学校行事等）、やむを得ない事情等により受診の取消をする場合、または、受診券を紛失等により再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック 再発行（取消）届書」を受診日の2週間前までに当支部へ提出する。

※医療機関の変更及び受診日の変更の場合は届書の提出不要。

※受診取消の場合、必ず医療機関にキャンセルの連絡をすること。

10 健診結果について

健診医療機関より当支部へ健診結果の報告を受け、個人情報の取扱に配慮したうえで、健診結果のデータ管理を行う。

※ 沖縄県教職員互助会より

1日人間ドック及び脳ドックを受診した沖縄県教職員互助会加入者に対して、自己負担額の範囲内で1人5,000円の助成金があるので、沖縄県教職員互助会の各支部あて請求する。

1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表

【39医療機関】

コード	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
1	沖縄県立北部病院	905-0017	名護市大中2-12-3	0980-52-2719
2	北部地区医師会病院健康管理センター	905-0006	名護市字宇茂佐1712-3	0980-52-0777
3	KIN放射線治療・健診クリニック	904-1201	金武町字金武10897番地	098-968-4664
4	メディカルプラザ大道中央	902-0066	那覇市字大道123	098-886-5678
5	中部地区医師会検診センター	904-0113	北谷町字宮城1-584	098-936-8290
6	ちばなクリニック	904-2143	沖縄市知花6-25-15	098-939-5477
7	中部協同病院	904-2153	沖縄市美里1-31-15	098-938-6160
8	中部徳洲会病院	901-2393	北中城村字比嘉801番地	0570-00-1789
9	—	—	—	—
10	ハートライフ病院	901-2417	中城村字伊集208	0120-123-026
11	宜野湾記念病院	901-2211	宜野湾市宜野湾3-3-13	098-893-2101
12	海邦病院	901-2224	宜野湾市真志喜2-23-5	098-898-2111
13	アドベンチスト メディカルセンター	903-0116	西原町字幸地868	098-946-2844
14	翔南病院	904-0034	沖縄市山内3-14-28	098-930-3020
15	浦添総合病院健診センター	901-2132	浦添市伊祖3-42-15	0570-010-986
16	同仁病院	901-2133	浦添市城間1-37-12	098-876-2212
17	那覇市立病院健診センター	902-8511	那覇市古島2-31-1	098-884-5106
18	琉生病院	902-0066	那覇市字大道56	098-885-5131
19	大浜第一病院	902-0005	那覇市天久1000	098-866-5182
20	沖縄セントラル病院	902-0076	那覇市与儀1-26-6	098-854-5541
21	おもろまちメディカルセンター	900-0011	那覇市上之屋1-3-1	098-867-2116
22	那覇市医師会生活習慣病検診センター	900-0034	那覇市東町26-1	098-860-3017
23	徳洲会新都心クリニック	900-0004	那覇市銘苅2-2-1	098-860-0386
24	沖縄赤十字病院	902-0076	那覇市与儀1-3-1	098-836-7433
25	小禄病院	901-0152	那覇市字小禄547-1	098-857-8713
26	豊見城中央病院附属健康管理センター	901-0225	豊見城市字豊崎3番49	098-852-2000
27	とよみ生協病院	901-0201	豊見城市字真玉橋593-1	098-850-9003
28	南部徳洲会病院	901-0417	八重瀬町字外間171-1	098-998-0309
29	沖縄メディカル病院	901-1415	南城市佐敷字津波古西原2310	098-947-3555
30	与那原中央病院	901-1303	与那原町字与那原2905	098-945-8101
31	沖縄県健康づくり財団	901-1104	南風原町字宮平212	098-889-6792
32	西崎病院	901-0314	糸満市字座波371-1	098-992-0089
33	宮古島徳洲会病院	906-0014	宮古島市平良字松原552-1	0980-72-0002
34	石垣島徳洲会病院	907-0001	石垣市大浜字南大浜446-1	0980-83-5507
35	かりゆし病院	907-0024	石垣市字新川2124	0980-84-3111
36	—	—	—	—
37	嶺井第一病院	901-2113	浦添市字大平466番地	098-877-6355
38	みなみ野クリニック	901-1202	南城市大里字平良2584-2	098-945-8811
39	うむやすみやあす・ん診療所	906-0013	宮古島市平良字下里1477-4	0980-73-3854
40	下地脳神経外科	907-0004	石垣市登野城644-19	0980-88-7300
41	読谷紅いもクリニック	904-0321	読谷村上地176-2	098-958-7255

令和5年度 ドック等検査料金表

	医療機関名	1日人間ドック	脳ドック	前立腺がん	婦人科検診		
					子宮がん	乳がん(エコー)	乳がん(マンモ)
1	沖縄県立北部病院	34,210 /38,874	36,850	1,397	3,740	3,850	—
2	北部地区医師会病院健康管理センター	30,000	—	2,200	4,180	4,950	(2)6,050
3	KIN放射線治療・健診クリニック	34,100	37,950	2,200	3,850	3,850	(2)5,500
4	メディカルプラザ大道中央	24,750	24,200	1,650	7,150	3,850	(1)5,500 (2)5,500
5	中部地区医師会検診センター	33,000	—	2,750	4,191	3,190	(1)4,301 (2)5,412
6	ちばなクリニック	35,403	36,111	2,200	5,800	3,666	(1)3,300 (2)5,500
7	中部協同病院	29,300	30,000	2,000	3,400	3,700	—
8	中部徳洲会病院	32,000	33,000	2,500	4,400	4,950	(2)5,500
9	—	—	—	—	—	—	—
10	ハートライフ病院	31,350	38,060	2,200	5,500	3,300	(2)6,050
11	宜野湾記念病院	29,700	—	—	—	—	—
12	海邦病院	31,000	—	2,750	3,300	3,300	—
13	アドベンチスト メディカルセンター	30,699	—	2,648	3,336	4,440	(1)4,440 (2)6,449
14	翔南病院	29,530	—	2,750	—	—	—
15	浦添総合病院健診センター	34,430	37,050	1,650	3,850	3,850	(2)6,050
16	同仁病院	30,000	—	1,940	6,600	4,590	(1)4,590 (2)4,590
17	那覇市立病院健診センター	29,700	33,000	2,200	3,190	3,300	(1)3,520 (2)5,720
18	琉生病院	29,700	—	2,200	3,080	4,070	(1)4,070 (2)5,500
19	大浜第一病院	36,300	44,000	2,200	5,500	5,500	(1)4,400
20	沖縄セントラル病院	31,350	30,800	2,750	3,300	4,400	
21	おもろまちメディカルセンター	31,900 /34,100	—	2,200	3,300	—	(1)3,300 (2)5,500
22	那覇市医師会生活習慣病検診センター	28,600	—	2,420	3,080	4,070	(1)4,070 (2)5,500
23	徳洲会新都心クリニック	32,000	—	2,500	4,400	4,950	(2)5,500
24	沖縄赤十字病院	34,100	37,400	2,200	4,180	4,400	(2)4,400
25	小禄病院	32,000	—	2,200	5,500	3,300	(1)5,500 (2)7,700
26	豊見城中央病院附属健康管理センター	35,860	40,260	2,750	5,500	4,950	(1)6,050 (2)6,050
27	とよみ生協病院	29,700	—	2,500	4,400	4,400	(2)5,500
28	南部徳洲会病院	31,000	31,500	2,500	4,000	3,000	(2)4,000
29	沖縄メディカル病院	27,500	—	2,500	—	—	—
30	与那原中央病院	30,000	—	2,500	4,000	3,900	(1)4,500 (2)5,500
31	沖縄県健康づくり財団	32,000	32,000	2,200	4,400	4,070	(1)4,070 (2)5,500
32	西崎病院	33,000	—	ドックに含む	—	—	—
33	宮古島徳洲会病院	33,000	35,000	2,500	4,180	3,850	(2)4,400
34	石垣島徳洲会病院	36,840	—	1,750	3,600	3,850	(2)6,180
35	かりゆし病院	32,310	—	2,200	3,060	3,850	(1)4,720 (2)6,290
36	—	—	—	—	—	—	—
37	嶺井第一病院	—	21,000	—	—	—	—
38	みなみ野クリニック	—	33,000	—	—	—	—
39	うむやすみやあす・ん診療所	—	33,000	—	—	—	—
40	下地脳神経外科	—	35,000	—	—	—	—
41	読谷紅いもクリニック	—	39,600	—	—	—	—

令和5年度 1日人間ドック・脳ドック 指定検査項目一覧表

検査項目		1日人間ドック	脳ドック
1	問診(質問票)	○	○
2	身体測定(5)	身長	○
		体重	○
		肥満度	○
		腹囲	○
		BMI	○
3	内科診察	○	
4	視力検査	○	
5	聴力検査	○	
6	血圧測定	○	○
7	心電図(安静)	○	○
8	便潜血検査(2日法)	○	
9	尿検査(4)	ウロビリノーゲン	○
		糖	○
		蛋白	○
		潜血	○
10	眼底検査	○	
11	眼圧検査	○	
12	胸部X線撮影(直接)	○	
13	肺機能検査	○	
14	腹部超音波検査	○	
15	胃部・十二指腸X線撮影(直接)	○	
16	血液学的検査(8)	赤血球数	○
		ヘモグロビン(血色素)	○
		ヘマトクリット(血球容積)	○
		MCV(平均赤血球容積)	○
		MCH(平均赤血球ヘモグロビン量)	○
		MCHC(平均赤血球ヘモグロビン濃度)	○
		白血球数	○
		血小板数	○
17	生化学的検査 I (20)	総蛋白	○
		アルブミン	○
		AST(GOT)(アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ)	○
		ALT(GPT)(アラニンアミノトランスフェラーゼ)	○
		γ-GTP(グルタミルトランスペプチダーゼ)	○
		ALP(アルカリフォスファターゼ)	○
		総ビリルビン	○
		LDH(乳酸脱水素酵素)	○
		総コレステロール	○
		HDLコレステロール	○
		LDLコレステロール	○
		Non-HDLコレステロール	○
		中性脂肪	○
		尿素窒素	○
		クレアチニン	○
		eGFR	○
		尿酸	○
血清アミラーゼ	○		
空腹時血糖	○		
HbA1c	○		
18	免疫学的検査(3)	HBs抗原	○
		HCV抗体	○
		CRP(C反応性蛋白)	○
19	脳検査(3)	頸動脈エコー	○
		MRI	○
		MRA	○
20	結果説明(医師の判定)	○	○

令和 年度 1日人間ドック・脳ドック 希望調査

所属コード		所属所名		
組合員番号		組合員氏名	性別	
		健診区分	医療機関コード	備考
		A・B・C		

※健診区分欄 人間ドック = A 脳ドック = B 受診しない = C 何かを○で囲む。 ※胃カメラの場合は、別途追加費用が生じる場合があります。

【留意事項】

- ① 受診期間は、当該年度の5月1日から12月31日までです。
- ② 受診申込みは、組合員本人各自での予約となります。

〔記入例〕「令和〇〇年度 1日人間ドック・脳ドック 希望調査」

健診区分	医療機関コード	備考
○A・B・C	1	

↑↑ 何かを○に

A=1日人間ドック	↑
B=脳ドック	
C=受診しない	

↑ 「1日人間ドック・脳ドック 指定医療機関一覧表」のコードを数字で記入

※ 個人調査用としてご利用ください。

Ⅲ 婦人科検診（健診事業）

- 1 目的
子宮がん検診・乳がん検診により、疾病の早期発見及び予防を行う。
- 2 対象者
○女子組合員
(婦人科検診を実施する1日人間ドック・脳ドック指定医療機関でのドック受診者は除く。)
○被扶養者である女性配偶者
- 3 指定医療機関(病院)
「婦人科検診実施医療機関一覧表」を別途通知する。
- 4 支部補助額
○乳がん＋子宮がん検診 8,186円(自己負担額:2,000円)
○子宮がん検診のみ 5,833円(自己負担額:1,500円)
○乳がん検診のみ 3,350円(自己負担額: 500円)
※指定された検査以外を受診する場合は、別途自己負担が発生します。
- 5 実施期間
当該年度 6月 ～ 12月末日
- 6 受診方法
(1) 当支部より対象者へ「婦人科検診受診券」を送付する。
(2) 受診予約は、受診者本人が各自で指定医療機関へ直接予約を行う。
(3) 受診日に「組合員証」と「婦人科検診受診券」を持参し受診する。
※組合員については所属所あて、被扶養者である配偶者については自宅あて受診券を送付する。
※婦人科検診受診券は一人1枚の送付となります。
- 7 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

Ⅳ 歯科健診（健診事業）

- 1 目的
歯科健診により、健康増進に寄与することを目的とし、健康異常に対する生活習慣病の予防を図る。
- 2 対象者
○当該年度4月1日現在 25歳、30歳、40歳、50歳の組合員
- 3 指定医療機関(病院)
「歯科健診実施医療機関一覧表」を当支部ホームページに掲示する。
- 4 支部補助額
○歯科健診 4,710円(自己負担なし)
※指定された検査以外を受診する場合は、別途自己負担が発生します。
- 5 実施期間
当該年度 6月 ～ 10月末日
- 6 受診方法
(1) 対象者のうち受診希望者は各自で指定医療機関へ予約を行い、受診日の2週間前までに当支部へ「歯科健診受診申込書」を提出する。
(2) 当支部より「歯科健診受診承認書」及び「歯科質問票・口腔健診表」を送付する。
(3) 受診日に「組合員証」と「歯科質問票・口腔健診表」を持参し受診する。
- 7 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

V その他の保健事業

1 研修事業(セミナー関係)

(1)・ヨガでリラックスセミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 気軽にできるヨガのポーズで身体を動かすことの良さを体験する。
- 2 対象者 組合員及び被扶養者

・スリープタフネスセミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 睡眠の質を上げるためのセルフケアメソッドを習得する。
- 2 対象者 組合員及び被扶養者

・メンタルタフネスセミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 一人ひとりがストレスと対峙し、ストレスを糧に成長する力を養う。
- 2 対象者 組合員及び被扶養者

・カラダかわるセミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 血糖や血圧、中性脂肪に着目し、健康リテラシーを高め、生活習慣の改善を目的とする。
- 2 対象者 組合員及び被扶養者

・からだマネジメントセミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 体験型の生活習慣改善プログラムで健康に対するマネジメント力を習得する。
- 2 対象者 組合員及び被扶養者

(2)保護者対応セミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 「学校と保護者のいい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得する。
- 2 対象者 組合員

(3)女性のための健康セミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 女性に特化した健康保持増進のための知識、心を癒やす実践方法を習得する。
- 2 対象者 組合員

(4)ライフスタイル改善セミナー(健康づくり事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 飲酒や喫煙、生活習慣の見直しを目的とする。
- 2 対象者 組合員

(5)介護講座・介護実技研修(一般事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 介護に関する正しい知識、介護の実践方法を習得する。
- 2 対象者 組合員

(6)生涯生活設計セミナー(一般事業)

沖縄県教育委員会・沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会・沖縄県学校生活協同組合 共催

- 1 目的 ライフサイクルプランとして組合員の生活設計に関する知識、手法を習得する。
- 2 対象者 組合員

(7)育児支援セミナー(一般事業)

沖縄県教職員互助会・沖縄県教職員共済会 共催

- 1 目的 子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得する。
- 2 対象者 育児休業中組合員

※ 各セミナーの実施方法等については、別途通知します。

2 スポーツ施設利用補助及び利用特典（健康づくり事業）

公立学校共済組合沖縄支部組合員本人（以下「組合員」という。）が、公立学校共済組合沖縄支部長（以下「支部長」という。）の指定したスポーツ施設等（以下「指定施設」という。）を利用した場合に、利用金額の一部を補助あるいは利用特典を提供し、組合員の健康保持、増進、疾病予防及び医療費増嵩対策を図る。

(1) スポーツ施設利用補助

1 利用補助の方法及び対象

(1) 組合員本人のみ

(2) 組合員が指定施設を利用した場合は、支部長が指定施設に利用補助金を支払うものとする。

2 利用補助期間

利用補助期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、予算額の範囲を超えた場合は、その時点で終了することができるものとする。

3 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとし、受付窓口で「公立学校共済組合員証」（保険証）を掲示し、各施設の利用方法に従い、個人負担分の施設利用料を支払うものとする。

4 自己負担額

各指定施設ともに、月8回まで550円（うち消費税50円）。1月間9回目利用分より1,100円（うち消費税100円）を組合員自己負担額とする。

5 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

6 利用補助指定施設

施設等名称	住所・電話番号	
スポーツパレスジスタス那覇	那覇市西2-5-5	098-868-0758
スポーツパレスジスタス浦添	浦添市沢岬2-23-1	098-878-1122
スポーツパレスジスタス美里	沖縄市美里4-20-1	098-982-1115
スポーツパレスジスタスABLOうるま	うるま市字豊原394-1	098-923-3777
スポーク・フィットネスセンター	名護市字屋部117番地	0980-52-7739
NB沖縄	南風原町津嘉山1535番地	098-888-5080

(2) スポーツ施設利用特典

1 対象者

組合員本人及び15歳以上の被扶養者

2 利用補助期間

利用補助期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、契約を解除した場合は、その時点で終了することができるものとする。

3 指定施設利用の方法

指定施設を利用する場合は、各指定施設の利用規程に基づいて利用するものとし、受付窓口で「公立学校共済組合員証」（保険証）を掲示し、法人会員登録を行ったうえで、各種特典を利用できるものとする。

4 利用得点

月額会員価格の割引等

5 盗難・事故等の損害

組合員が指定施設を利用した場合において発生した盗難・事故等の損害に関しては、すべて組合員と指定施設の間で解決するものとする。

6 利用特典指定施設

施設等名称	住所・電話番号	
スポーツクラブ ルネサンス・ライカム24	北中城村字ライカム640番地	098-931-1231

3 健康教育・健康指導・健康相談(健康づくり事業)

(1)教職員等のメンタルヘルス相談

沖縄県教職員互助会 共催

組合員がストレスや心の健康を理解し、自己予防に対処する意識啓発のための個人相談を支部・沖縄県教職員互助会が、県内の医療機関とタイアップして実施する。

対 象 者 組合員（本人負担なし 年度間5回まで補助する）

内 容 精神科医師等専門家による相談。

【指定医療機関】

	医療機関名	所在地	電話番号
1	ファミリーメンタルクリニック	沖縄市知花6-40-3	098-939-5561
2	長田クリニック	那覇市国場334-1	098-833-7878
3	金城孝次サイコセラピーオフィス	那覇市首里石嶺町4-191-16	098-885-1343
4	日本産業カウンセラー協会沖縄支部	浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館3F	098-975-6061
5	みえばしクリニック	那覇市久茂地3-8-15 1F	098-863-7788
6	山本クリニック&EAP産業ストレス研究所	浦添市伊祖2-30-7	098-879-3303

(2)メンタルヘルスツアーリズム

沖縄県教職員共済会・沖縄県教職員互助会・日本教育公務員弘済会沖縄支部 共催

- 1 目的 メンタルヘルス維持向上を図る研修旅行
- 2 対象者 1団:40歳未満の組合員 2団:40歳以上の組合員
- 3 場 所 沖縄県内
- 4 時 期 冬季休暇期間中
- 5 支部補助額 20,000円

(3)若年者(38・39歳)対象保健指導

- 1 目的 特定健康診査(40歳以上)の対象でない組合員で健康の保持増進を努める必要がある者に対して保健指導(特定保健指導)を実施する
- 2 対象者 人間ドック受診者で受診結果が「積極的支援」に相当している38・39歳の組合員
- 3 受診方法 当支部の指定する特定保健指導個別訪問契約機関により訪問指導を受ける
※指定契約機関:株式会社ベネフィット・ワン
- 4 支部補助額 全額補助(個人負担なし)
- 5 組合員のサービスの取り扱い
沖縄県教育委員会所属組合員の場合 職務に専念する義務が免除される。
市町村立学校 所属組合員の場合 各市町村教育委員会に確認

4 へき地組合員関係（一般事業）

下記の指定するへき地に勤務する組合員を対象とする。

指定へき地：伊平屋村、伊是名村、伊江村、水納島、津堅島、久米島、北大東村、南大東村、久高島、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

※ 請求審査については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」等を参照して審査する。

また、旅費が支給される出張と重複する場合は対象外。

※ へき地組合員関係事業における請求審査において、出勤簿(写し)の提出を求める場合もある。

(1) 診療交通費等補助

1 目的

指定へき地に勤務する組合員が診療及びセミナー等を受講した場合の交通費を補助する。

2 補助対象区間

① 診療の場合

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 八重山地区 | 石垣本島又は沖縄本島で診療を受けた場合で、石垣本島までの区間 |
| (2) 宮古地区 | 宮古本島又は沖縄本島で診療を受けた場合で、宮古本島までの区間 |
| (3) その他の地区 | 所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域までの区間 |

② セミナー等受講の場合

当支部のセミナー等を受講した場合で、所属所から最も近い各本島までの区間

3 補助額

各離島から各本島までの往復交通費の半額で離島住民割引の範囲内で航空賃・船賃を補助する。

4 補助回数

診療及びセミナー等を通じ、1人年度間3回を限度とする。

5 診療を受ける場合の対象傷病

医療保険の対象となる傷病とする。

(医療保険の対象であっても柔道整復(整骨・接骨院)、鍼灸は除く。)

ただし、各地域にある診療所等で診療できる傷病は除く。

6 請求手続

「診療交通費等請求書」に往復の領収書及び搭乗券(船利用の場合は乗船券)を添付し、その都度請求すること。(下記注。)

(※)当事業は、翌年度の4月3日(支部必着)までに請求がない場合、対象外となる。

(※)受診等の前日以降の移動を補助対象とする。

(2) 健康管理支援補助

1 目的

指定へき地に勤務する組合員が、1日人間ドック・脳ドック・婦人科検診・歯科健診の支部健診事業を受けた際に、何れか一つに往復の交通費を助成する。

2 補助対象区間及び補助額

へき地組合員関係の対象者が人間ドック等を受診した場合に、対象者の所属所から最も近い指定病院のある各本島までの区間の往復の船賃・航空賃を補助する。

3 請求手続

交通費の請求は各自で航空券、乗船券を購入し、「健康管理支援補助請求書」に往復の領収書及び搭乗券(船利用の場合は乗船券)を添付して、当該年度の2月末日(支部必着)までに請求すること。

(※)受診等の前日以降の移動を補助対象とする。

(3)研修等交通費補助

1 目的

当支部の研修事業(セミナー関係)等を受講する際に、那覇までの片道の交通費を年度間3回を限度として助成し、対象地区所属組合員の受講機会を拡大する。

2 対象者

宮古・八重山地区所属の組合員

3 補助対象区間及び補助額

宮古本島又は石垣本島から那覇までの往復交通費の半額の範囲内で8,000円までを補助する。

4 請求手続

交通費の請求は各自で航空券、乗船券を購入し、「研修等交通費請求書」に往復の領収書及び搭乗券(船利用の場合は乗船券)を添付して、当該年度の2月末日(支部必着)までに請求すること。

(※)請求審査については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」等を参照して審査する。

(※)研修等受講の前日以降の移動を補助対象とする。

5 予防接種補助(健康づくり事業)

インフルエンザ予防接種補助

沖縄県教職員互助会 共催

1 目的

インフルエンザの罹患防止及び重症化の抑制を図るため、沖縄県教職員互助会と共催で実施し、インフルエンザの予防接種の一部を補助する。

2 対象期間及び対象者

当該年度10月～2月末日の間に、インフルエンザの予防接種を受けた組合員本人

3 補助額

インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち、1,000円を年度間1回に限り補助する。

4 請求手続

沖縄県教職員互助会の「予防接種助成金請求書」に予防接種を受けた際に発行される領収書※の原本を添付し、当該年度3月5日(必着)までに沖縄県教職員互助会に対し請求すること。

※領収書は予防接種を受けた者の氏名、予防接種の種類、接種年月日、支払金額、医療機関の名称が確認できるものであること。

V 公立学校共済組合本部事業

組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業



Web相談(こころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL <https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 783269

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

介護電話相談

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

通話料 無料 0120-515-579

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料 無料 0120-783-269

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回50分程度

●面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料

●無料で面談によるカウンセリングをご利用頂くには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。

●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

通話料 無料 0120-215-579

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

通話料 無料 0120-24-8349

●一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応
●利用時間 1回20分程度

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料) 詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内
本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付(公的年金)および短期給付(健康保険)を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
(公的年金の補完)

ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。

老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当)に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険の補完)

傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、収入が減少する部分を補完することができます。

入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、医療費の自己負担部分を補完することができます。

特定疾病給付金

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、闘病資金を確保することができます。特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完

元気づくりサービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、各種サービスを受けることができます。

福祉保険制度は退職(組合員資格喪失)後も継続可能です(傷病休職給付金を除く)。手続き資料は、6月～7月頃所属宛宛てに送付予定です。制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ(福祉保険制度専用ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

2023.02

ファミリー応援金

ファミリー応援金は福祉保健制度の1つです。組合員の方が在職中に死亡した場合または所定の高度障害状態となった場合に、5万円が支給されます。組合員は原則として自動的に加入することとなり、保険料負担や手続き書類の提出は必要ありません。保険加入に当たっては、下記の告知内容に該当する必要があります。なお、請求の際は、確認事項があるため公立学校共済組合沖縄支部までご連絡ください。

記

契約の趣旨	死亡・高度障害時の見舞金を支給
加入対象者	公立学校共済組合の組合員本人
保険金額	5万円
保険金受取人	ファミリー応援金の支給等に関する取扱いに定める者
加入日	平成29年9月30日以前採用者：平成29年11月1日 平成29年10月1日以降採用者：採用月の翌々月1日 ※契約締結(制度発足)日：平成29年11月1日
告知内容	<p>被保険者は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等のより労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 2. 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。 <p><別表></p> <p>がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p>
引受生命保険会社	明治安田生命保険相互会社